

別表第7(第15条関係)

特定有害物質および特定有害物質の地下水に係る規制基準

(1) 特定有害物質

- ア カドミウムおよびその化合物
- イ シアン化合物
- ウ 有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンおよびE P Nに限る。以下同じ。)
- エ 鉛およびその化合物
- オ 六価クロム化合物
- カ 砒素およびその化合物
- キ 水銀およびその化合物
- ク トリクロロエチレン
- ケ テトラクロロエチレン
- コ ジクロロメタン
- サ 四塩化炭素
- シ 1,2-ジクロロエタン
- ス 1,1-ジクロロエチレン
- セ シス-1,2-ジクロロエチレン
- ソ 1,1,1-トリクロロエタン
- タ 1,1,2-トリクロロエタン
- チ 1,3-ジクロロプロペン
- ツ チウラム
- テ シマジン
- ト チオベンカルブ
- ナ ベンゼン
- ニ セレンおよびその化合物
- ヌ ほう素およびその化合物
- ネ 弗素およびその化合物
- ノ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物
- ハ 塩素および塩化水素
- ヒ アンチモンおよびその化合物
- フ フェノール類

(2) 特定有害物質の地下水に係る規制基準

特定有害物質	基準値
カドミウムおよびその化合物	1リットルにつきカドミウム0.01ミリグラム以下であること。
シアン化合物	シアンが検出されないこと。
有機燐化合物	検出されないこと。

鉛およびその化合物	1 リットルにつき鉛0.01ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム以下であること。
砒素およびその化合物	1 リットルにつき砒素0.01ミリグラム以下であること。
水銀およびその化合物	1 リットルにつき水銀0.0005ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき0.03ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1,2 -ジクロロエタン	1 リットルにつき0.004ミリグラム以下であること。
1,1 -ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
シス -1,2 -ジクロロエチレン	1 リットルにつき0.04ミリグラム以下であること。
1,1,1 -トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。
1,1,2 -トリクロロエタン	1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
1,3 -ジクロロプロペン	1 リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
チウラム	1 リットルにつき0.006ミリグラム以下であること。
シマジン	1 リットルにつき0.003ミリグラム以下であること。
チオベンカルブ	1 リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
ベンゼン	1 リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。
セレンおよびその化合物	1 リットルにつきセレン0.01ミリグラム以下であること。
ほう素およびその化合物	1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム以下であること。
弗素およびその化合物	1 リットルにつき弗素0.8ミリグラム以下であること。
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	特に規制値を定めない。
塩素および塩化水素	特に規制値を定めない。
アンチモンおよびその化合物	特に規制値を定めない。
フェノール類	特に規制値を定めない。

備考 「検出されないこと」とは、別表第 6 の付表の方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。